

■安田町からお知らせ■

事業者原油価格・物価高騰等緊急支援事業

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、影響を受けている事業者の皆さまを対象として、物価高騰等による影響を緩和し、事業継続を支援するための緊急支援金制度を設けました。

この支援金の申請受付を令和4年8月15日（月）から開始します。制度の概要や具体的な申請方法は下記をご覧ください。

対象者

◎下記の要件を満たす事業者

- ① 町内に住民登録がある個人事業者（他の市町村において事業を営む個人事業者で、当該市町村による同様の支援措置を受けていないものを含む。）及び町内に本社又は本店がある法人であること。
- ② 申請時点において現に事業を行っており、支援金受給後も事業活動を継続する意思を有するもの。
- ③ 個人事業者の場合、令和4年8月1日時点で令和3年分の確定申告又は住民税の申告を行っているもの。
- ④ 法人の場合、令和4年8月1日時点で本町に法人設置届の提出がある法人。
- ⑤ 申請者本人及び申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が安田町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑥ 宗教的または政治団体でないもの。
- ⑦ 町税等を滞納していないもの。

支給要件・支給額

1. 農業生産資材高騰対策緊急支援（①と②を重複して受給することはできません）

① 施設園芸肥料価格高騰対策支援

肥料価格の高騰により影響を受けている施設園芸事業者

作付面積1aあたり 2,000円

② 畜産業飼料高騰対策支援

飼料価格の高騰により影響を受けている畜産事業者

飼養頭数1頭あたり 2,000円

2. 事業者物価高騰等対策緊急支援（①～③を重複して受給することはできません）

原油価格・物価高騰等に伴い、仕入額や固定経費の増額により経営に影響を受けている個人事業者及び法人

①農業者（施設園芸・畜産事業者を含む）		②個人事業者（農業者を除く）		③法人事業者	
令和3年中の農業収入額を以下の収入区分から算定した額		令和3年中の営業等収入額を以下の収入区分から算定した額		直近の事業年度における売上高を以下の収入区分から算定した額	
収入区分	支援額	収入区分	支援額	収入区分	支援額
50万円以上100万円未満	2万円	50万円以上100万円未満	3万円	1,000万円未満	10万円
100万円以上300万円未満	3万円	100万円以上300万円未満	5万円	1,000万円以上5,000万円未満	15万円
300万円以上500万円未満	5万円	300万円以上500万円未満	8万円	5,000万円以上10,000万円未満	20万円
500万円以上1,000万円未満	8万円	500万円以上1,000万円未満	10万円	10,000万円以上	30万円
1,000万円以上3,000万円未満	10万円	1,000万円以上	12万円		
3,000万円以上	12万円				

申請書類

◎下記の書類をご提出ください。なお、提出書類は役場総務課及び中山支所窓口備付のほか、町ホームページにも掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

1. 農業生産資材高騰対策緊急支援

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 町税等の滞納がないことを証する書類（※③の同意書を提出する場合は不要です）
- ③ 誓約書兼同意書
- ④ 振込先口座（交付申請書兼請求書記載）がわかるもの（※確認のみ）

2. 事業者物価高騰等対策緊急支援

- ① 交付申請書兼請求書
- ②-1 個人事業者の場合（※④の同意書を提出する場合は不要です）
令和3年分の確定申告または住民税の申告の控えの写し
 - ・ 青色申告の場合：確定申告書第一表及び青色申告決算書
 - ・ 白色申告の場合：確定申告書第一表
 - ・ 確定申告の義務がない場合は令和4年度住民税申告書の控えの写し

②-2 法人事業者の場合

直近の事業年度における確定申告別表第一及び事業概況説明書または損益計算書等

- ③ 町税等の滞納がないことを証する書類（※④の同意書を提出する場合は不要です）
- ④ 誓約書兼同意書
- ⑤ 振込先口座（交付申請書兼請求書記載）がわかるもの（※確認のみ）

申請方法

◎必要書類一式を役場窓口へ直接提出または郵送で提出してください。
郵送の場合は9月30日消印有効とし、簡易書留など郵便が追跡できる方法で提出してください。

- ◎提出先
- | | | |
|--------------|---|-------|
| ○農業者・畜産事業者支援 | ： | 経済建設課 |
| ○個人事業者支援 | ： | 地域創生課 |
| ○法人事業者支援 | ： | 総務課 |

申請受付

◎令和4年8月15日（月） ～ 令和4年9月30日（金）

その他

◎支援金の受給資格に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給を取り消すとともに、既に支給している場合は支援金の返還を求めます。

□問い合わせ先

〒781-6421 安田町大字安田1850番地

- | | | | | |
|-------|--------------|---|-------|----------|
| 安田町役場 | ○農業者・畜産事業者支援 | ： | 経済建設課 | ☎38-6715 |
| | ○個人事業者支援 | ： | 地域創生課 | ☎38-6713 |
| | ○法人事業者支援 | ： | 総務課 | ☎38-6711 |